

電力の小売営業に関する指針の一部を改定する通達新旧対照表（傍線部分は改定部分）

○電力の小売営業に関する指針（20210323資第9号）

改定後	現 行
<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ vi) (略)</p> <p>vii) <u>市場連動型料金メニューにより小売供給を行う際の取組</u></p> <p><u>小売電気事業者が、市場連動型料金メニュー（日本卸電力取引所の取引価格に連動する形で電気料金単価を定めるメニューをいう。以下同じ）に基づいて小売供給を行う場合には、適用される電気料金単価を確認できる仕組みを導入するなど、需要家が電気料金の見通しをより容易に持てるようにすることが望ましい。また、市場価格高騰時には、小売電気事業者等が需要家に対し、電気料金への影響について、より積極的な情報提供を行うことが望ましい。</u></p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) ~ ii) (略)</p>	<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ vi) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) ~ ii) (略)</p>

改定後	現 行
<p><u>iii) 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明</u></p> <p><u>前記 ii) のとおり、小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約の締結等しようとするときは、当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）の説明をしなければならない（電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項第7号）。</u></p> <p><u>このときに、小売電気事業者等が、需要家に対し、当該小売供給に係る料金について虚偽の事実を告げるなど、需要家に誤解を与える説明によって自己のサービスに誘導しようとする行為は、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。</u></p> <p><u>特に、小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューを内容とする小売供給契約の締結等しようとする場合に、需要家に対し、市場連動型料金メニューのメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高騰する可能性があること等）を告げないことは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。</u></p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iii) (略)</p> <p><u>iv) 市場連動型料金メニューを内容とした小売供給契約の締結をする際の情報提供</u></p> <p><u>小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューを内容とする小売供給契約の締結等しようとするときは、需要家に対し、当該小売供給に係る料金が高騰を含め大きく変動する可能性があることを、市場価格が大きく変動した過去の事例を用いる等して、わかりやすく説明することが望ましい。</u></p> <p>v) 市場連動型料金メニューにより小売供給を行う際の実行</p>	<p>(新設)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>iv) 市場連動型料金メニューにより小売供給を行う際の実行</p>

改 定 後	現 行
<p>小売電気事業者が、市場連動型料金メニュー（日本卸電力取引所の取引価格に連動する形で電気料金単価を定めるメニューをいう。以下同じ）に基づいて小売供給を行う場合には、需要家が電気料金の見通しを持つことがより容易になるよう、適用される電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなどが望ましい。また、市場高騰時には、電気料金への影響について、より積極的な情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>また、後述の2（3）のとおり、需要家代理モデルについても、電気事業法上の規制の対象外であるが、需要家の保護の観点からは、需要家代理モデルにおいても、需要家と代理契約を締結する代理事業者が、需要家に対し、小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。</p> <p>vi) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</p> <p>電気と継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別の小売電気事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。</p> <p>このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、小売電気事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（施行規則第3条の12第1項第20号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。</p> <p>また、上記のような事例においては、セット販売に係る複数の契約を同時に解除する方法によるスイッチングを事実上抑制する効果がある。このため、小売電気事業者等は、セット販売を新規に行う場合、当該セット販売に係る各契</p>	<p>小売電気事業者が、市場連動型料金メニュー（日本卸電力取引所の取引価格に連動する形で電気料金単価を定めるメニューをいう。以下同じ）に基づいて小売供給を行う場合には、需要家が電気料金の見通しを持つことがより容易になるよう、適用される電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなどが望ましい。また、市場高騰時には、電気料金への影響について、より積極的な情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>また、後述の2（3）のとおり、需要家代理モデルについても、電気事業法上の規制の対象外であるが、需要家の保護の観点からは、需要家代理モデルにおいても、需要家と代理契約を締結する代理事業者が、需要家に対し、小売電気事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。</p> <p>v) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</p> <p>電気と継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別の小売電気事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。</p> <p>このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、小売電気事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（施行規則第3条の12第1項第20号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。</p> <p>また、上記のような事例においては、セット販売に係る複数の契約を同時に解除する方法によるスイッチングを事実上抑制する効果がある。このため、小売電気事業者等は、セット販売を新規に行う場合、当該セット販売に係る各契</p>

改 定 後	現 行
<p>約の契約期間を同じ期間に設定することや、各契約のうち最も長期の契約期間の満了時には当該セット販売に係る複数の契約を違約金等の負担なく同時に解除できるようにすることが望ましい（下図参照）。</p>	<p>約の契約期間を同じ期間に設定することや、各契約のうち最も長期の契約期間の満了時には当該セット販売に係る複数の契約を違約金等の負担なく同時に解除できるようにすることが望ましい（下図参照）。</p>